

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第4回)概要

生物多様性の危機への対応(主な新たな対応)

第1の危機 人間活動による生態系の破壊等

対応

保護地域の拡大と自然再生の推進

- ・ 自然公園、国指定鳥獣保護区、保護林など保護地域が拡大
 - 吉野熊野国立公園における海中公園地区拡張(13.7ha)
 - 国指定鳥獣保護区指定(6箇所)
 - 緑の回廊の設定(3箇所、31千ha)
 - アベサンショウウオの生息地保護区指定 など
- ・ ラムサール条約湿地を新たに20箇所登録
- ・ 全国19箇所の自然再生推進協議会について、これまでに12箇所ですべて構想策定。3箇所での実施計画策定

【今後の課題】

- ・ 適切かつ計画的に保全・再生施策を実施し、効果的に地域間のネットワークを形成する

第2の危機 里地里山等環境の質の変化

対応

里地里山における新たな保全再生の取組

- ・ 農地・農業用水等の資源や環境の保全向上を図る取組に支援する「農地・水・環境保全向上対策」の検討開始。平成18年度にモデル的支援を実施。
- ・ 農村において景観保全・自然再生活動を行うNPO等を直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を創設
- ・ 国民参加の森林づくりを推進するため、NPO等が森林所有者等と施業実施協定を新たに8件締結。
- ・ 国の重要文化的景観を初選定
 - ・ 近江八幡の水郷(滋賀県)、一関本寺の農村景観(岩手県)
- ・ 文化的景観の保存活用事業への補助制度を創設(文化的景観保護推進事業)。18件に事業補助実施

【今後の課題】

- ・ 里地里山地域における各事業制度の活用
- ・ モデル的取組の全国への普及

第3の危機 外来生物による生態系の攪乱

対応

外来生物法の施行等

- ・ 平成17年6月に外来生物法を施行
- ・ 83種類の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管及び運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止。全種類につき防除の公示を実施
- ・ オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて防除の指針を作成し、公表。
- ・ 国立・国定公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域において動植物の放出等を新たに規制

【今後の課題】

- ・ 外来生物に関する被害や定着状況に係る科学的知見の充実
- ・ 外来生物法の実施体制の一層の充実
- ・ 国内移動により被害を及ぼす在来種への対応

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する主要テーマ別の主な新たな対応

(1) 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

(重要地域の保全)

- ・平成17年度には、吉野熊野国立公園における海中公園地区拡張(13.7ha)、支笏洞爺、富士箱根伊豆、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園における乗り入れ規制地区の拡張及び新設(計8,485ha)
- ・国指定鳥獣保護区の新規指定(6箇所、計19,613ha)
- ・平成17年度には、新規に約25千haの保護林を設定
- ・新たにラムサール条約湿地を20箇所新規登録(平成17年11月)
- ・「知床」が我が国における3番目の世界自然遺産として登録(平成17年7月)

(生態的ネットワークの形成)

- ・国有林等において、緑の回廊を新設(3箇所、計約31千ha)

(2) 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・平成17年10月に経営所得安定等対策大綱を決定、農地・農業用水等の資源や環境の保全向上させる共同活動と地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」の検討開始し、平成18年度に全国約600地区でモデル的支援を実施。
- ・平成18年度から、公募方式によりNPO等を募集し、農村景観保全・自然再生活動に対し、直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を実施。
- ・改正農業経営基盤強化促進法において体系的な遊休農地対策を整備。地域活動支援のための「耕作放棄地対策推進の手引き」を作成。
- ・「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に取り組むなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進。
- ・国民参加の森林づくりを推進するため、NPO等と森林所有者等が森林施業の実施に関する協定を締結する施業実施協定制度(平成16年度創設)に基づき、平成17年度新たに8件の協定を締結し、里山林等の保全・整備を実施。
- ・国の重要文化的景観として「近江八幡の水郷」(滋賀県)、「一関本寺の農村景観」(岩手県)を選定。
- ・「文化的景観の保存・活用事業」(平成16,17年度実施)では、全国9件の農林水産業等に関連する文化的景観保護についてモデル的な事業を実施。
- ・平成17年度から新たな補助制度「文化的景観保護推進事業」を創設。農林水産業等に関連する文化的景観18件に対し補助事業を実施。

(3) 湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成17年度に、渡り鳥の中継地等として重要な湿地等6箇所を新たに国指定鳥獣保護区に指定。
- ・平成17年11月に新たに20箇所の湿地を国際的に重要な湿地(ラムサール条約湿地)として登録、国内の条約湿地数は33箇所となった。

(4) 自然の再生・修復

- ・ 自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で 19 箇所(平成 18 年[月現在]設立。うち、12 箇所全体構想が策定され、3 箇所での事業実施計画が策定。
- ・ 自然再生推進法に基づき、自然再生専門家会議を開催。また、関係省庁の連絡調整の場となる自然再生推進会議を開催。
- ・ 国においては、補助事業等も含めて、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等 144 箇所(平成 18 年 3 月現在)で自然再生のための調査や事業を実施。
- ・ 平成 18 年度から農村地域の自然再生における生態系や営農上の課題に対して、必要な情報発信や技術的支援を行う「農村自然再生活動高度化事業」を実施。

(5) 野生生物の保護管理

(種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理)

- ・ 平成 17 年 12 月にオジロワシ、オオワシ及びヤシャゲンゴロウの 3 種について、平成 18 年 8 月にアホウドリ(改訂)及びアカガシラカラスバトの 2 種について保護増殖計画を策定。
- ・ 平成 18 年 7 月に、国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオの生息地保護区を指定。
- ・ 海棲哺乳類のうち、アザラシに関する生息状況等の調査結果を報告書にとりまとめ。

(野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立)

- ・ 狩猟免許制度の見直し、わなに関する規制の強化、輸入鳥獣の管理の適正化、鳥獣保護区における環境改善等を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を一部改正(平成 18 年 6 月成立)。
- ・ カワウの広域的な保護管理を進めるため、関東及び中部近畿において広域協議会を設立。関東では、関東カワウ広域保護管理指針を策定。

(移入種(外来生物)問題への対応)

- ・ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)」が平成 17 年 6 月に施行。アライグマ、オオクチバス等 83 種類の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止。全種類について防除の公示を実施。
- ・ オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについて防除の指針を作成し、公表。
- ・ アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を実施。
- ・ 国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域において動植物の放出等の規制を新たに追加(平成 18 年 1 月施行)。「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月に施行され、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険動物)に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定し、ペット由来の動物による生態系への影響対策として、飼養動物の管理の徹底の強化を実施。

(6) 自然環境データの整備

(生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進)

- ・ 第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）では、重点推進 4 分野の 1 つである「環境」分野において、新たな研究領域として「生態系管理研究領域」が設定。
- ・ 国立環境研究所では、平成 13～17 年度まで重点特別研究プロジェクトとして「生物多様性の減少機構と保全プロジェクト」を実施。

（自然環境保全基礎調査の質的転換）

- ・ 個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）について試行調査を実施し、着実に推進。（平成 17 年度に 212 サイトを追加し、618 サイト設定済み）

（情報の共有と公開）

- ・ 自然環境調査に関して、環境省、農林水産省及び国土交通省の連携体制の基に、モデル地域において各省庁の生物調査データの試行的集積整理を通じて、各調査データの GIS 上での相互利用が可能であることを確認。
- ・ 生物多様性に関する情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム（CHM））について、メタデータの収集に努め、メタデータ数は着実に増加。（メタデータ数：112 件（H16 年度末） 747 件（H17 年度末））

（7）効果的な保全手法等

（効果的保全のための様々な手法の活用）

- ・ 陸・淡水産貝類（平成 17 年 7 月）、クモ形類・甲殻類等（平成 18 年 1 月）及び昆虫類（平成 18 年 8 月）のレッドデータブックが完成。これにより、動物全分類群の改訂レッドデータブックが発行済みとなった。

（環境アセスメントの充実）

- ・ 環境影響評価法に基づく、環境影響評価の基本的事項の改正（平成 17 年 3 月）を踏まえ、事業の種類毎に定められた主務省令を改正（平成 18 年 3 月）。

（国際的取組）

- ・ サング礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サング礁イニシアティブ（ICRI）事務局を、平成 17 年 7 月から日本とパラオ共和国が共同で運営。平成 17 年 10 月及び平成 18 年 10 月に、総会を開催。
- ・ 平成 17 年 11 月に、新たに 20 箇所国内湿地をラムサール条約湿地に登録、国内の条約湿地数は 33 箇所になった。（再掲）
- ・ 第一期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、重要生息地ネットワークの支援活動を実施。平成 17 年度は、東アジア地域ガン・カモ類重要生息地ネットワークに新たに八郎潟干拓地が参加。